

3. 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

整理番号	(氏名又は名称)			性別	年齢	農作業従事日数		日							
利用権の設定等を受ける土地の面積 (A) ㎡	利用権の設定等を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) ㎡	利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)	利用権の設定等を受ける者の世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)				利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (E)		利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)						
			世帯員(構成員)	農業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量	種類	数量					
農地	農地		男	人	農業専従者	(人)	人	日		トラクター 耕耘機 田植機 バインダー ハーベスタ コンバイン 動噴 草刈機 軽トラック					
採草放牧地											女	人	農業補助者	主として農業に従事する者	(人)
その他														従として農業に従事する者	(人)

- (記載注意)
- (1) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中に第1から第4までのいずれかの関係中にその記載があれば、その他は記載を要しない。
 - (2) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定、移転等の2つ以上ある場合には、それぞれを合算した面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
 - (3) (C)欄には、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等を記載する。
 - (4) (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数がおおむね60～149日の者をいう。
 - (5) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農家台帳により整理されている場合には、農家台帳番号〇〇、氏名又は名称、性別、年齢、農作業従事日数のみの記載にかえることができる。